

公 示 送 達 書

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達します。
なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年8月21日

茨城県那珂市長 先 崎

光

発付日	返戻日	送達を受けるべき書類	送達を受けるべき者	
			住所・所在地	氏 名
		配当計算書（謄本）		加藤 秀次

（注）地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この公示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。